

鳥取県告示第 885 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 10 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
629	株式会社鳥取銀行 イオン鳥取北支店	名称	株式会社鳥取銀行 鳥取西支店ジャスコ 鳥取北出張所	株式会社鳥取銀行 イオン鳥取北支店	平成 19 年 10 月 5 日
70	株式会社山陰合同 銀行鹿野出張所	〃	株式会社山陰合同 銀行鹿野支店	株式会社山陰合同 銀行鹿野出張所	平成 19 年 10 月 22 日
74	株式会社山陰合同 銀行倉吉支店	所在地	倉吉市塚町二丁目 252-22	倉吉市昭和町一丁 目 59	〃
78	株式会社山陰合同 銀行赤碕出張所	名称	株式会社山陰合同 銀行赤碕支店	株式会社山陰合同 銀行赤碕出張所	〃